

被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について  
(事業主の疎明書)

令和 年 月 日

○離職年月日 令和 年 月 日

○離職者住所 \_\_\_\_\_

○離職者氏名 \_\_\_\_\_

○雇用保険被保険者番号 

--	--	--	--	--

 - 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 - 

--

(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由)

※具体的に記入すること。

私は、上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容について、上記の理由から、離職者本人の確認を得られませんでした。

今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。

以上

○事業所名称 \_\_\_\_\_

○事業所所在地 \_\_\_\_\_

○事業主氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 離職理由書

離職者氏名 \_\_\_\_\_ の離職理由は下記のとおりです。

「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について(事業主の疎明書)」と共に提出いたします。

## 1. 事務所の倒産等によるもの

- ……(1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職  
……(2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職

## 2. 定年によるもの

……定年による離職 (定年 \_\_\_\_\_ 歳)

定年後の継続雇用 {  を希望していた(以下の a から c までのいずれかを 1 つ選択してください)  
 を希望していなかった

- a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由 (年齢に係るものを除く。以下同じ。) に該当したため  
(解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。)  
b 平成 25 年 3 月 31 日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため  
c その他 (具体的理由: \_\_\_\_\_ )

## 3. 労働契約期間満了等によるもの

……(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職

(1 回の契約期間 \_\_\_\_\_ 箇月、通算契約期間 \_\_\_\_\_ 箇月、契約更新回数 \_\_\_\_\_ 回)

(当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 する ・ しない)

(当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する ・ しない)

(定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で ある ・ ない )

(4 年 6 箇月以上 5 年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ある ・ ない )

→ある場合 (同一事業所の有期雇用労働者に一樣に 4 年 6 箇月以上 5 年以下の通算契約期間の上限が平成 24 年 8 月 10 日前から定められて いた ・ いなかった )

……(2) 労働契約期間満了による離職

### ① 下記②以外の労働者

(1 回の契約期間 \_\_\_\_\_ 箇月、通算契約期間 \_\_\_\_\_ 箇月、契約更新回数 \_\_\_\_\_ 回)

(契約を更新又は延長することの確約・合意の 有 ・ 無 (更新又は延長しない旨の明示の 有 ・ 無 ))

(直前の契約更新時に雇止め通知の 有 ・ 無 )

(当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある ・ ない )

労働者から契約の更新又は延長 {  を希望する旨の申出があった  
 を希望しない旨の申出があった  
 の希望に関する申出はなかった

### ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者

(1 回の契約期間 \_\_\_\_\_ 箇月、通算契約期間 \_\_\_\_\_ 箇月、契約更新回数 \_\_\_\_\_ 回)

(契約を更新又は延長することの確約・合意の 有 ・ 無 (更新又は延長しない旨の明示の 有 ・ 無 ))

労働者から契約の更新又は延長 {  を希望する旨の申出があった  
 を希望しない旨の申出があった  
 の希望に関する申出はなかった

a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合

b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合 (指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。)

(a に該当する場合は、更に下記の 5 のうち、該当する主たる離職理由を更に 1 つ選択してください。該当するものがない場合は下記の 6 を選択した上、具体的な理由を記載してください。)

……(3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職

……(4) 移籍出向

## 4. 事業主からの働きかけによるもの

……(1) 解雇 (重責解雇を除く。)

……(2) 重責解雇 (労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)

(3) 希望退職の募集又は退職勧奨

……① 事業の縮小又は一部休業に伴う人員整理を行うためのもの

……② その他 (理由を具体的に \_\_\_\_\_ )

## 5. 労働者の判断によるもの

(1) 職場における事情による離職

……① 労働条件に係る問題 (賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等) があつたと労働者が判断したため

……② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動 (故意の排斥、嫌がらせ等) を受けたと労働者が判断したため

……③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題 (休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い) があつたと労働者が判断したため

……④ 事業所での大規模な人員整理があつたことを考慮した離職

……⑤ 職種転換等に適應することが困難であつたため (教育訓練の 有 ・ 無 )

……⑥ 事業所移転により通勤困難となつた(なる)ため (旧(新)所在地: \_\_\_\_\_ )

……⑦ その他 (理由を具体的に \_\_\_\_\_ )

……(2) 労働者の個人的な事情による離職 (一身上の都合、転職希望等)

……6. その他 (1-5 のいずれにも該当しない場合)

(理由を具体的に \_\_\_\_\_ )